	思	ഥ	刌	岌		- 1							-	方结扣目			
州						ŀ						新判	起	存続期間	審	登	
711							パ	W	^	ロ カ	意	断	,EU		Ħ	ᄑ	MHB
						_	IJ	Т	ا ن	ル	_		***	期間		録	
	国					名	条	0	グ	J	匠	規の	算	期 間 (年)		表	
							約	協定	協	協	法	基					
名	_	+ +		- "	7	`	W.2	止	定	定		性準	В		查	示	考
	ア	東南フガ				ン	×	×	×	×	×	(意匠法が未制定 はないが、模倣! により裁判所へ! しかし、直に訴; 事に陳述して仲! 方が得策である。	こ対し 訴える えるよ 気の労	てはCommo ことができ いも、むし	n Law きる。 シろ領		工業所有権条例は目下準備中
	イ		ン			۴	0		×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	10延5			2002.5.25改正
	イ	ン	ド	ネ	シ	ア				×		内外国公知 内外国刊行物	出	10			2000.12.4新意匠法 公布
	ベ	۲		ナ		ム		×	×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	0		
ア	カ	ン	ボ	-	ブ	ア	0	×	×	×	×	-	-	-	-	-	
	ス	IJ	ラ	>		カ			×	×		国内公知	出	5延5ずつ 2回		×	
	タ					1	×		×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	
	中					国			×			内外国公知 内外国刊行物	出	10 5ならずつ	×		
	香	港	(中	国)	()		×	×		内外国公知 内外国刊行物 内外国公知	出	5延5ずつ 4回	×		1997.6.27新法
	台					湾	×		×	×		内外国公知 内外国刊行物 内外国公知	出	12			2002.1.1改正
	韓				•••••	国			×	×		内外国公知 内外国刊行物 内外国公知	登	15	(一部×)	×	
ジ	日					本			×	×		内外国刊行物	登	15 5延5ずつ	•••••	×	
	ネ	バ				ル		×	× 	× 		国内公知 内外国公知	登 山	2回 5延10ず		×	2000 O 734 T
	パバ	キ ン グ	、 ・ラ		ヲ シ	ンュ	×	•••••	×	×		内外国刊行物 国内公知	出出出	つ2回 5延5ずつ	•••••		2000.9.7改正
		J 1	<i>Э</i>	<i></i>	ン				×	×			l	2回	+ ~		
	11	ヤ	ン	7	7	-	×		×	×	×	インドにおいてE 時措置法に基づる により、その効フ	き所有	宣言の登録	→、		
	フ	1	IJ	Ł		ン			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×		
ア	マ	レ	_	3	/	ア			×	×		国内公知	出	5延5ずつ 2回	×		1999.9.1新法
	ブ	ル	,	ネ		イ	×		×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×		2000.5.1新法
	シ	ン	ガ 	ポ	_	ル			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×		2000.11.13新法
	ŧ	ン		ゴ		ル					×	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5	-	-	
	5	中	オ 近	身	h h	ス		×	×	×	×	-	-	-	-	-	
	(イ	Ŧ		y 人	ĸ) ン	×	×	×	×							2002.4.3新法
	イ	ス	ラ		Е	ル			×	×		内外国公知	登 (出)	5延5ずつ 2回		×	
																	続葉有

								ī	字続期間			
州	-	パ	W	^		意	新判	起		審	登	備
		IJ	T	 -	カル	_	断	**	期間		録	
	国 名	条	O 協	グ 協	J	匠	規の 基	算	期 間 (年)		表	
名		約	定	定	協定	法	性準	В		杳	示	考
	イ ラ ク		×	×	×			登	7		×	
	イ ラ ン		×	×	×	×	-	-	-	-	-	
ア							 国内公知					
	ク ウ ェ ー ト	×		×	×		出願前20年間	出	10延5	×	×	
	キ プ ロ ス			×	×	×	-	-	-	-	-	英国意匠権者のみがキプロスにお いても権利を享有できる。(CD)
ジ	サウジアラビア		×	×	×	×	-	-	-	-	-	
	ョ ル ダ ン			×	×		国内公知	出	5延5ずつ 2回	×		
	シ リ ア		×	×	×			出	5延5ずつ 2回		×	秘密意匠(出願から5年)
ア	トルコ			×			内外国公知	出	5延5ずつ 4回			
	レバノン		×	×	×			出	5~25 延50まで	×	×	
	アラブ首長国連邦			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×		
オセ	オーストラリア			×	×		国内公知 国内刊行物	登	1~6 延 5ずつ2回			ノーフォーク島にも保護の効力が 及ぶ。公告制度なし。
ア	サ モ ア	×	×	×	×	•••••	内外国公知	出	5延5ずつ 2回		×	
ニア	ニュージーランド			×	×		国内公知 国内刊行物	出	5延5ずつ 2回		×	クック諸島及びトケラウ諸島にも 保護の効力が及ぶ。
	エジプト				×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×	×	
	アルジェリア		×	×	×			出	10	×	×	
ア	ウ ガ ン ダ			×	×	英	-	-	-	-		英国登録の確認により、ウガンダ においても同様の権利を享有でき る。 ARIPO加盟
	エチオピア	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	
フ	ガ ー ナ			×	×	英	-	出	5延5ずつ 2回	-		英国において登録された意匠が自動的 にガーナ共和国において保護される が、一応ガーナ政庁へ登録の手続きを とらねばならない。ARIPO加盟
	ガ ボ ン				×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
IJ	ブルキナファソ			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	カメルーン			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
カ	ギ ニ ア			×								OAPI加盟
	ケニア			×	×	英	-	-	-	-		英国において登録された意匠が自 動的にケニア共和国において保護 される。ARIPO加盟
	コ ン ゴ 共 和 国			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟

								1	存続期間			
州		パ	W	^		意	新判	起		審	登	備
		IJ	Т	I	カ		断				録	
	国 名		0	グ	ルノ	匠	規の	算	期 間 (年)			
		条	協	協	協		基		. ,		表	
名		約	定	定	定	法	性準	В		查	示	考
	コンゴ民主共和国			×	×			出	5 延5	×	×	
	ザ ン ビ ア			×	×		国内公知	登	5延5ずつ 2回			ARIPO加盟
	シェラレオネ			×	×	英	-	-	-	-		英国において登録された意匠が自動的にシエラレオネにおいて保護されるが、一応シエラレオネの登録局へ登録の手続をとらねばならない。ARIPO加盟
ア	ス - ダ ン		×	×	×	×						ARIPO加盟
	セ ネ ガ ル				×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	コートジボワール				×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	ソマリア	×	×	×	×							ARIPO加盟
	ベ ナ ン				×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	タ ン ザ ニ ア			×	×	英	-	-	-	-		ARIPO加盟
フ	中央アフリカ			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	テュニジア				×			出	5.10.15 延15まで	×	×	
	チャド			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回			OAPI加盟
	ト – ゴ			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	ナイジェリア			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回		×	
IJ	ニ ジ ェ ー ル			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	ブ ル ン ジ			×	×				1,3,5又 は無制限 更新可			
	マダガスカル			×	×							OAPI脱退によりその後の法制につ いては不明。
	マラウイ			×				出	5延5ずつ 2回		×	ARIPO加盟
l カ	را ب			×	×	仏	-	-	-	-		元仏領スーダン。OAPI加盟
	南 ア フ リ カ			×	×		国内公知	出	15 機能 的意匠10	×		
	モーリタニア			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×		OAPI加盟
	モ ロ ッ コ (旧フランス・スペイン領地 域) (旧タンジール地域)				×		-	出	50 15	×	×	モロッコ王国全土に権利を取得す るためには、それぞれの地域に出 願しなければならない。
	リ ビ ア		×	×	×			出	5延5ずつ 2回	×		
												続葉有

									Ī	存続期間			
州			パ	W	^		意	新判	起		審	登	備
			IJ	Т	ı	カル		断		期間		録	
	国	名	条	0	グ	J	匠	規の	算	期 間 (年)		表	
名			約	協定	協定	協定	法	基件準	В		查	示	老
7	リベリ	ア	av)					1生华				//\	<u> </u>
7	リ へ リ	<i>"</i>		×	×	×	×	- 	-	-	- 		冏倧として休護している。
IJ カ	ルワン	ダ			×	×			出	1.3.10			
										5延5ずつ			
	ア イ ス ラ	ンド							出	4回			
	アイルラ	ンド			×			国内公知	出	5延5ずつ 4回			CD
	→ '' '' -								出	·ロ 5延5ずつ			
	ア ル バ =	ニ ア			×	×			ш	4回		×	
	イ タ リ	ア						内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 4回	×	×	2001.4.19改正 CD
							·						
	バ チ カ	ン		×		×	伊	内外国公知	出	15	×	×	
	オースト	リア			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×	×	CD
								ベネルックス領	寄託				
	オ ラ ン	ダ						域内公知	の日	2回	×	×	ベネルックス統一意匠法 CD
1	ギ リ シ	ヤ							出	5延5ずつ 4回			CD
										4回 5延5ずつ			ついらによかもよりで
	英	国			×			内外国公知 内外国刊行物	出	4回 (備2)			マン島にも効力が及ぶ。 2001.12.9改正 CD
	サ ン マ し	ı ,		×	×	×	×		_	\ rm2 /	_		イタリアにおいて取得した権利が サンマリノにおいても適用され
								-	-	-	- 		る
	ス イ	ス						内外国公知	出	5延5ずつ 4回	×	×	2001.4.19改正
		<i>-</i> ' \.		••••••					出	5延5ずつ			- CD
	ス ウ ェ ー	デン			×			内外国公知 	ш	4回		×	CD
	スペイ	ン						内外国公知 内外国刊行物	登	5延5ずつ 4回	×	×	2003.7.9改正 CD
	- 7 L -	- 7							ш	5延5ずつ			(CD)
	エストニ	- ア						内外国公知	出	2回	×		(CD)
	ラ ト ビ	ア			×	×							(CD)
ッ	リトアニ	- ア			×	×		国内公知		5延5ずつ 4回			(CD)
	アルメニ	ニー・ア			×	×							
	アゼルバイジ			×	×		l		ļ		••••••	l	
	ベラル・			 ×	 ×				l			l	
		ア				×			l			l	
		タン		×	×								
パ	プログログログ キールギ	<u> </u>					暫						
	モルド	バ					暫		ļ			l	
		ア		×	×			 内外国公知	出	10延5	••••••	×	
		タン		×	× ×			r J/I 본 스 시	Щ	1000		^	
	トルクメニス												
				×	×	×			Ф	10215			
	ウ ク ラ 1	ナ		×		×			出	10延5			<u> </u>

												ī	字続期間			
州						パ	W	^		意	新判	起		審	登	備
						IJ	Т	1	カル	_	断		期間		録	
	国				名	条	0	グ	J	匠	規の	算	期 間 (年)		表	
名						約	協定	協定	協定	法	基性準	В		杳	示	老
-	ウ	ズベ	+	スタ	ン	m')	×	×	×	暫	11:44				//\	5
			•••••	·········							—		5延5ずつ			2000.10.1改正
	チ		エ		ᄀ			×			内外国公知	出	4回		×	(CD)
	ス		バ	+	ア			×				出	5延5ずつ 4回			2002.10.1改正 (CD)
∃	デ	ン	マ	_	ク			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 4回		×	フェロー諸島及びグリーンランド にも保護の効力が及ぶ。 2001.10.1改正 CD
	۲		1		ツ						内外国公知	出願 の翌 日	5延5ず つ 3回	×	×	CD
ı	J	ル	ウ	Ι	_			×			国内公知	出	5延5ずつ 4回	×	×	2003.5.1改正 審査を望む場合は出願時に請求。 スペアパーツは5年のみ。
	八	ン	ガ	IJ	-						内外国公知	出	5延5ずつ 4回		×	2002.1.1改正 (CD)
	フ	ィン	, j	ラン	۲			×			内外国公知	出	5延5ずつ 4回		×	2002.8.1改正 スペアパーツ更新2回 CD
	フ	ラ		ン	ス						内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 4回	×	×	2001.10.1改正 CD
	ブ	ル	ガ	IJ	ア						国内公知	出	10延5ずつ 3回			1999.12.15改正
	ベ	ル		ギ	-				×		ベネルックス領 域内公知	寄託 の日	5延5ずつ 2回	×	×	ベネルックス統一意匠法 CD
	ポ	_	ラ	ン	۲			×	×		内外国公知	出	5延5		×	(CD)
w _J	ポ	ル	۲	ガ	ル			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 4回	×	×	2003.7.1改正 CD 訴訟のためには審査請求が必要
	マ		ル		タ			×	×			登	5延5ずつ 2回	×		(CD)
	₹		ナ		⊐		×		×			出	10延10ず つ4回	×		
	ク		ア	チ	ア											
	ス		ベ	=	ア						内外国公知	出	25			2001.12.7改正 (CD)
パ	マケ ア	ドニア! 共	旧ユ・	ーゴスラ 和	ラビ 国						内外国公知 内外国刊行物	出	10			
	IJŀ	ニテン	シニ	ュタイ	ン				×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	×	×	
	ル	ク セ	ン	ブル	ク				×		ベネルックス領 内公知	寄託 の日	5延5ずつ 2回	×	×	ベネルックス統一意匠法 CD
	ル	_	マ	=	ア						内外国公知	寄託 の日	5延5ずつ 2回	×		
ア	(;	北米及	支 び	中米) 国			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	14			
メ	エ	ルサ	ル	バド	ル			×	×		国内公知	出	5延5	×	×	
^	カ		ナ		ダ			×	×			登	5延5		×	
IJ	+	ュ		_	バ			×			内外国公知	出	5延5			
	グ	ア	テ	マ	ラ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10延5		×	
カ 	⊐	ス	タ	IJ	カ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	5		×	

												Ī	字続期間			
州						パ	W	^		意	新判	起		審	登	備
						IJ	Т	I	カル		断		#0 88		録	
	国				名	47	0	グ	J	匠	規の	算	期 間 (年)		+	
						条	協	協	協		基		. ,		表	
名						約	定	定	定	法	性準	В		杳	示	考
	ジ	ヤ	マ	イ	カ			×	×		国内公知	登	15			
	۲	= =	カ	共 和	国			×	×	×	-	-	-	-	-	
	トリ	ニダ	– ⊦	・・トノ	じゴ			×		×	英国で登録された へ登録申請を行った。	た意匠 うこと	権は、その により、例	D登録後 R護が受	3年I けら	以内にトリニダード・トバゴの登録局 れる。
	=	カ	ラ	グ	ア			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ 2回		×	2000.11.25改正
	Л		1		チ			×	×	×	-	-	-	-		商標として一部保護している。
ア	パ		ナ		マ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	-	-	-		
	朩	ンシ	, <u>-</u>	ュラ	ス			×	×		国内公知	出	5延5ずつ 2回		×	
	メ	+		シ	⊐			×			内外国公知	出	15			
人	(南		米)											
^	ア	ルセ	ž :	ン チ	ン			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×	×	
	ベ	ネ	ズ	エ	ラ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	アンデス条約(2000.12.1改正)
	ウ	ル	グ	ア	イ			×				登	5延5			
IJ	エ	ク	ア	ド	ル			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10			アンデス条約(2000.12.1改正)
	コ	П	ン	Ľ	ア			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	アンデス条約(2000.12.1改正)
	チ				IJ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10			
カ	パ	ラ	グ	ア	1			×	×	×	-	-	-	-	-	
	ブ	ラ		ジ	ル			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10延5ず つ3回	×	×	
	ペ		ル		_		••••••	×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	アンデス条約(2000.12.1改正)
	ボ	IJ		ビ	ア			×	×		 内外国公知 内外国刊行物	出	10	-		アンデス条約(2000.12.1改正)
		IJ		ナ	<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>				×			ļ 			l	
		-														

出典:WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、 AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」 等

注:

- (1) パリ条約 は加盟国を、×は未加盟国を示す。
- (2) W T O 協定 は加盟国であることを、x は未加盟国であることを示す。
- (3) 「意匠の国際寄託に関するヘーグ協定」 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (4) 「意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定」 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (5) 意匠法の項中、 は意匠法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、暫は暫定法があることを、また は他の国の 意匠法を適用していることを示す。
- (6) 存続期間の項中、(登)とは登録日を、(出)とは出願日を、それぞれ存続期間の起算日とするものをいう。 また、"期間"の項において「延」とあるものは期間延長を示す。
- (7) 審査の項中、 は「審査主義」を、xは「無審査主義」をとっていることを示す。
- (8) 登録表示の項中、 は「要」を、×は「不要」を示す。
- (9) 備考の項中、CDは共同体意匠(EU)の加盟国であることを、また(CD)は2004年5月1日にEUに、したがってCDに加盟の予定であることを示す。

問い合わせ先:国際課